

# スペイン政治における国王という存在<sup>1</sup>

永田 智成

## 要旨

君主制は世界最古の統治制度である。そしてこの制度は21世紀においても存在し続けている。直感的には君主制はデモクラシーと矛盾するようと思われるかもしれない。

本稿は、スペインの事例を概観しながら、なぜ依然として君主制が存在しているのかを明らかにする。具体的には、①君主制は優れた国家形態なのか、②崩壊した君主制と維持される君主制はどう異なるのか、という点について先行研究の議論を整理したうえで、スペインの事例と突き合わせることで得られる知見を提示し、比較政治学の理論に貢献する。

本稿での検討の結果、以下の知見が得られた。スペインの事例を見る限り、君主制から共和政への移行は、かなりの困難を伴い、前近代にどのような統治形態が採用されていたかという点が共和政の成否を左右すると考えられる。また、君主制そのものに疑義が唱えられないためには、国民との対立が決定的になる前に、君主が亡命するなどの国から立ち去ることが重要であるということがわかった。

## 1. 問題意識

本稿は、世界最古の制度である君主制が21世紀においても依然として存続している要因について、スペイン地域研究の立場から、比較政治学の理論に貢献しうる知見を導き出すことを目的とする。スペインにおいて歴代国王がどのように政治に関与し、どのような評価を得たのか。また、21世紀において、依然としてスペインが君主制を採用している要因について検討する。

### (1) 君主制は優れているのか？

君主制を採用している国は、2018年現在、国連に加盟している193か国のうち、わずか28か国にまで減少している。第一次世界大戦以前は、世界の多くの国が君主国であったが、2度の大戦はアジア・アフリカ諸国の独立を促し、それらの国が共和政を採用した結果、いつしか君主制を採

用する国は少数派となった<sup>2</sup>。世界の多くの国が議会制民主主義を採用する現状において、直感的には君主という特権的な存在を認める制度と議会制民主主義という平等を前提とするシステムは相容れないように感じられる。かつてハンチントン<sup>3</sup>は、伝統的君主が権力維持のために近代化を推進すると、近代化によって生み出された諸集団が政治に参加することとなり、やがて君主は政治の場から退場させられ、君主制は維持されないと論じた。いわゆる「王様のジレンマ」論である<sup>3</sup>。

君主制と対比して考えられることの多い共和政という国家形態は、デモクラシーという統治形態と相性が良いと理解されるが、実際のところはそうとも言い切れない。尾高は、国民主権と君主制は両立し得るものであり、国民主権になったからといって、直ちに共和政にならなければならないということはないと論じる<sup>4</sup>。その反対に、共和

政であればデモクラシーであるというわけでもない。例えば、1991年に崩壊したソビエト連邦は共和国であったが、共産党一党独裁の下で国民の言論の自由など基本的権利が奪われたデモクラシーとは言えない国家であった。また大陸間弾道ミサイルと核の開発に勤しみ、世界平和を脅かしている朝鮮民主主義人民共和国も共和国という名の付く非民主的な国家である。君塚は、現代において、君主制であれ、共和政であれ、民主政治と人権を尊重し、自国民に豊かな生活を保障しなければ、生き残ることは難しいと指摘する<sup>5</sup>。つまり、君主制と共和政のうち、どちらか一方がデモクラシーとの親和性が高いということは出来ないということである。

とはいえ、世襲という差別を前提とする君主制は、平等原理を前提とするデモクラシーとでは緊張があるのは当然である。むしろ君主制はデモクラシーに適應するために自己変容を遂げてきたと考えるべきであり、それが現代において立憲君主制<sup>6</sup>と呼ばれる制度である<sup>7</sup>。立憲君主制では君主がデモクラシーの擁護者または調停者の役割を担う存在となる。このような世襲の君主の方が、共和政のように民主的に選出された大統領よりも、国民の象徴という役割において、有利である可能性がある。リンスは、ラテンアメリカ諸国における民主制の固定化が進まない要因として、民主化後に大統領制が採用されたことを挙げた。大統領制では、議員も大統領も国民から直接選挙によって選ばれるため、いわゆる「二重の正統性」問題が発生し、議会と大統領が対立することで、デッドロックに陥ること、大統領選挙の結果は勝者総取りとなり、また大統領の任期は定められていることが通例であるため、任期後半はレームダックに陥り、大統領がデモクラシーの擁護者または調停者にはなり得ないことを指摘し、デモクラシーの安定には議院内閣制の方が優れていると主張した<sup>8</sup>。その点、立憲君主制は、議院内閣制を採用することで議会制民主主義との調和を図ってきた<sup>9</sup>。無論、共和政において、議院内閣制を採用することは可能である。しかしリンスの主張にのっとれば、立憲君主制が採用することになる

議院内閣制は、大統領制よりも議会制民主主義をより良く機能させる国家形態であると言えることができる。

では、議会制民主主義の実現という意味において、立憲君主制の優れている点は何であろうか。バジヨットは、英国において君主制が続いている特徴について以下の5点を挙げる。

まず君主の行動はわかりやすいことを挙げている。政党同士の駆け引きなどは国民からはわかりにくい。その点、一人の君主の行動は、明快である。

次に王権神授説に見られるような宗教的な力をもって、政府機能を強化している点を挙げている。王権神授説によれば、君主は、神から任命された唯一の存在であり、その存在は、国民からの服従心を調達し、国民統合の象徴として最適である。

3番目の特徴として、社会の頂点に存在する点を挙げている。君主は存在する限り、二番手の存在ということはある得ない。そして君主は原則的に任期の定めがなく、君主より相対的に任期が短い首相や大統領より、国民の代表としての適性が高いということになる。

第4の特徴として、イギリスでは君主を道徳上の指導者として考えられていることを挙げている。君主は途方もない空想を追い求めたりせず、道徳的にも立派であるという前提があり、現にジョージ3世やヴィクトリア女王はイギリス人から有徳の君主であったとみなされている。

最後の特徴として、世襲君主の持つ伝統的な権力をもって、国民が知らないうちに政府を手助けしている点を挙げている。絶対王政から議院内閣制へと移行する際、政権は脆弱である。その支えとなってきたのが、君主であるというのである<sup>10</sup>。

確かにいわゆる「アラブの春」によって崩壊した国は全て共和国であった。対して、君主国は概して安定を保っている<sup>11</sup>。宇野は、危機を乗り越えるためには権力の集中や絶対化が求められるが、そのような一元化された中央権力は、それ自身が新たな不安定化の要因になり得ると指摘する。多くの政治的野心家が集権化された国家権力を目指すこととなり、政治は常に争奪戦の様相を呈するからである。その点、権力の頂点に世襲の

君主を置くことで、そうした争奪戦から脱却することができ、安定すると考えられる<sup>12</sup>。

本稿では、バジョットの挙げた君主の効用がスペインの君主制においても成り立つのか検討する。また彼の理論をスペインの事例に当てはめることで、イギリスの事例のみならず、一定の普遍性があるのかを検証したい。そして、スペインの事例にバジョットの理論を当てはめることで得られる知見についても提示したい。

## (2) 崩壊した君主制と維持される君主制

前小節において、君主制は共和政に比べて議会制民主主義との調和において劣っていないばかりかむしろ国民統合において優れた効果を発揮するという議論を確認した。しかし、すでに述べたように、19世紀において多数を占めていた君主国が、現在では激減している。この要因は何であろうか。

フランスは君主制が崩壊した国の代表格であろう。宇野は、イギリスにおいて貴族が平民の代表者として議会を通じて王権と戦う存在となったのに対して、フランスでは貴族が特権を保持する不当な存在とみなされた結果、旧体制の解体を求めるフランス革命が勃発したと説く。その後、復古王政期はあったが、一度断絶していることから安定が難しく、またフランス革命がなかったかのように、過去への急激な復帰を訴える勢力が台頭したため、君主制をめぐる対立は激しさを増し、安定した立憲君主制の定着に失敗したとする<sup>13</sup>。こうした君主制を擁護する反動勢力がフランス革命の成果である人権やデモクラシーという価値を黙殺したため、フランスは君主制回帰に失敗したと言えるであろう。

同様に君塚は、第一次世界大戦と共にドイツ帝国、オーストリア＝ハンガリー帝国、ロシア帝国という3つの帝国が消滅した原因を、これら3帝国がいずれもフランス革命以降にヨーロッパで勃興したりベラリズムやナショナリズムを認めず、その流れを抑圧し、弾圧したことに求める<sup>14</sup>。つまり、既に述べたように、現代において君主制が存続するためには、デモクラシーと人権という2

つの理念を尊重していく必要があると理解できる<sup>15</sup>。

そして第二次世界大戦は君主制を翻弄した。ヨーロッパ諸国の大半がナチス・ドイツの軍門に下る中、君主が亡命しながら徹底抗戦を呼びかけたオランダ、ルクセンブルク、ノルウエーでは、戦後、君主は大戦の英雄とみなされ、比較的安定した体制を維持した<sup>16</sup>。

他方、亡命しなかった君主の運命はわかれた。ドイツ軍が侵攻してきた際、ベルギー政府はロンドンにおいて亡命政府を形成して国民に徹底抗戦を呼びかけたが、ベルギー国王のレオポルド3世は、自ら降伏し、国民と共に祖国にとどまって中立を堅持した。この行為は戦後、連合国および国民から裏切り行為とみなされ、ベルギーにおいて君主制が維持されたものの、国民投票の結果、レオポルド3世は退位せねばならなかった<sup>17</sup>。しかしデンマークでは、ドイツに対して降伏後、国王クリスチャン10世も祖国にとどまったが、ドイツ軍への非協力的な態度を鮮明にした結果、これらの行為を国民から国王による無言の抵抗と受け止められ、戦後、デンマーク王室は国民と共に祖国復興の担い手となった<sup>18</sup>。こうした事実は、バジョットが指摘するように、国民の間では君主は有徳の人物であるという前提が存在するということであろう。国民の間でその前提が覆されたと感じられたときに、君主は退位を迫られると理解できる。

大戦の敗戦国となった君主、もしくは、戦後共産主義陣営に組み込まれた国の君主は、本人たちではどうすることもできず、君主制を維持することができなかった。唯一の例外は日本である<sup>19</sup>。

ところで、2度の世界大戦は、ヨーロッパにおける君主国の数を減少させたが、中東地域では第一次世界大戦後にイラク、エジプト、サウジアラビアで君主国が成立した。中東諸国は、原則的に英米ソからなる連合国側に協力する姿勢を貫いていたが、第二次世界大戦後にイスラエルがパレスチナ地域に建国されると、民族主義が盛り上がりを見せるようになる。結果、第一次中東戦争が勃発し、それに敗北したエジプトでは、民族主義を

標榜する軍人によるクーデタが成功し、共和国となった。イラクもエジプトの流れに同調し、共和国へと転じた。イランでは1979年のイラン革命により、欧米かぶれのパフラヴィー朝が崩壊した<sup>20</sup>。

こうした事例から、21世紀においては、君主制が成り立つためには、デモクラシーと人権という2つの理念を尊重していくことに加えて、国民から君主が支持されていることという要素も重要であると考えられる<sup>21</sup>。

### (3) 小括と今後の展開

以上の問題意識を踏まえて、本稿では、スペインの事例を取り上げて検証する。スペインは建国以来、わずかな期間共和政が採用されたこともあったが、基本的に君主制の国である。そこではじめに、スペインの歴代国王が政治に対してどのような関わり合いをもってきたのかを検討する。君主制が維持されている要因は何であろうか。

またスペインでは、いずれも短命に終わったものの、既に述べたように、2度共和政が導入された。特に第二共和政期(1931-1936)は、スペインにおいて初めて本格的な議会制民主主義が導入された時代であった。共和政がスペインにおいて樹立される可能性があったにもかかわらず、なぜスペインでは共和政が長続きせず、君主制に戻ってしまったのか、ここでは特に君主と比較して共和国大統領の役割に着目して検討したい。

次に現代スペインにおける国王について検討したい。スペイン内戦(1936-1939)後に成立したフランコ体制(1936-1975)は、国王不在の王国と自己規定し、君主制の体裁を崩さなかった。しかし、その後の民主化期において、共和政へと転じる可能性はあった。それが共和政へとならず、現在まで君主制を維持している要因はどこにあるのか考えたい。

現代のスペインでは、2014年にファン・カルロス1世が退位し、その息子であるフェリペ6世が即位した。フェリペ6世は国民からどう受け止められているのか、現代の国王に対する評価はどのようなものかを論じ、本稿を締めくくる。

## 2. スペインの君主制の変遷

### (1) 近世のスペイン君主<sup>22</sup>

1469年にカスティーリャ王国の王女イサベルとアラゴン連合王国の王子フェルナンドが婚姻関係を結んだことで、両国の間で同盟関係が生じ、いわゆるスペイン王国が誕生した。ハプスブルク朝スペインとなったカルロス1世(在位1516-1556)およびその息子フェリペ2世(在位1556-1598)の治世に、ラテンアメリカの植民地を加えて「陽の沈まぬ帝国」と呼ばれ、スペイン王国は最盛期を迎えた。

ハプスブルク朝スペインの統治システムは複合王政と呼ばれ、スペインを構成するカスティーリャ王国とアラゴン連合王国は、それぞれ独自の法制度を維持した。カスティーリャ王国では王権と諸侯との間で封建制が確立していたが、アラゴン連合王国では王国を構成する議会の権限が強く、王権は議会との統治契約に基づいて認められていた。また対外戦争においては、カスティーリャ王国がスペインを代表し、軍事力および戦費を調達した。フェリペ2世が3度の破産宣言をしていることから、カスティーリャ王国の負担が膨大であったことがわかる。

フェリペ4世(在位1621-1665)の治世において、オリバーレス伯公爵が国軍の創設と法制度の統一を柱とする改革を試みたが、特にアラゴン連合王国を構成する有力地域であるカタルーニャが反対し<sup>23</sup>、ハプスブルク朝スペインの時代に近代国家化が推し進められることはなかった。

続くカルロス2世(在位1665-1700)は子を残さず亡くなったため、その後継者の座を巡ってスペイン継承戦争(1701-1714)が勃発した。戦争の結果、フランス国王ルイ14世の孫がフェリペ5世(在位1700-1724, 1724-1746)として即位した。現在まで続くブルボン朝スペインの幕開けである。

ブルボン朝スペインでは、スペインを構成する各王国が持つ地方特権や法制度が廃止され、カスティーリャ王国の法制度へと統一された。また中央集権化が目指され、その徹底度合いは18世紀においては不十分であったものの、カルロス3世(在位1759-1788)といった啓蒙専制君主が登場

した。

ここで指摘しておきたいことは、国民国家が成立する近代以前であるとはいえ、スペインを構成する諸王国の独自性が高いという点である。特にアラゴン連合王国諸地域においては、身分制的性格のものとはいえ、議会制の伝統が強く、封建制が確立していたカスティーリャ王国とは一線を画す法制度を有していた。こうした歴史的な遺産は、近現代になると民主的自治の淵源として人々に想起されることとなった<sup>24</sup>。アラゴン連合王国の主力地域であるカタルーニャは、地中海貿易で栄えたという商業国家としての性格が強く、王権の正統性も議会との統治契約に基づいていたことから、カスティーリャ王国と比べて、王権の支配力は弱かった。そういう意味では、スペインという君主国を構成する一地域でありながら、共和政への親和性が高い地域とすることができる。2010年頃からカタルーニャにおいて、スペインからの独立運動が盛り上がりを見せている。参考程度にしかならないが、2019年において、スペイン全体で共和制支持者が46.1%なのに対し、カタルーニャでは74.1%という高い数字を示している<sup>25</sup>。また、いわゆるレコンキスタ期において、8世紀後半にいち早くカタルーニャ地域がフランク王国の手によってスペイン辺境領としてイスラーム勢力から奪還されたこと、17世紀に勃発した収獲人戦争(1640-1659)の際に、カタルーニャがフランス王国に庇護を求めたことに代表される行為は、カタルーニャのスペインへの帰属意識が伝統的に低いことを物語っているように感じられる。

## (2) カルロス4世とフェルナンド7世<sup>26</sup>

1789年に勃発したフランス革命は、スペインにも様々な影響を及ぼした。時の国王カルロス4世(在位1788-1808)は、スペインを代表する画家ゴヤの作品である「カルロス4世の家族<sup>27</sup>」に示されるように、政治的に暗愚な君主として知られている。彼の最大の関心は狩猟であり、隣国において革命が勃発するという中、政治は王妃マリア・ルイサとその寵臣ゴドイに委ねられていた。

宰相となったゴドイはナポレオンの覇業に協力

し続け、1807年にフランスとフォンテーヌブロー条約を締結した。この条約は、フランス軍がポルトガル攻略のためにスペイン領内を通過できるとするものであったが、締結された結果、10万人以上のフランス兵がスペイン領内に駐留することとなった。

18世紀末から断続的に続く戦争に、ゴドイとカルロス4世に対する人々の不満は高まっていた。こうした状況において、カルロス4世の息子である王太子フェルナンドは、父王の退位を迫る。フェルナンドは、両親がゴドイを寵愛するあまり、自分が廃嫡の危機にあると感じて父王に退位を迫ったが、「望まれた人」というニックネームがついていることから、自由主義者にとってフェルナンドは次世代のホープであった<sup>28</sup>。カルロス4世の統治に反対する貴族の協力を得て、フェルナンドはクーデタを計画する。そのクーデタは失敗に終わるものの、ゴドイの更迭とカルロス4世の退位を求める民衆が、国王のいるアランフェス離宮に押し寄せると、カルロス4世は民衆の要求を受け入れてゴドイを解任、自らも退位を表明して、フェルナンド7世(在位1808, 1814-1833)が即位した。

しかし実は退位したくないカルロス4世と王位の正統性を主張するフェルナンド7世親子は、後ろ盾を得ようとナポレオンと会談する。そのナポレオンの回答は、両者の退位であり、ナポレオンの兄ジョゼフのスペイン国王ホセ1世(在位1808-1814)としての即位であった。

カルロス4世一家がナポレオンと会談するためにバイヨンヌへと移動する際、マドリード市民の一部は、これを国王一家の誘拐と捉え、フランス軍との小競り合いが勃発した。これがスペイン独立戦争(1808-1813)のきっかけとなった。フェルナンドが政治機構として設置した最高中央評議会が、フェルナンド7世の奪還を合言葉にフランスに対して宣戦布告した<sup>29</sup>。この戦争は、ゲリラ戦を展開したスペイン軍が最終的に勝利をおさめた。1813年にホセ1世が退位すると、ヴァランセー条約により、フェルナンド7世が復位した。

自由主義者をはじめとした多くのスペイン人か

ら期待されていたフェルナンド7世であったが、その期待は大きく裏切られる。スペイン独立戦争中の1810年にカディスでスペイン史上初の近代議会が開かれ、その成果として自由主義的な性格を持つことで知られるカディス憲法が公布された。独立戦争終結後、カディス議会のメンバーは、復位したフェルナンド7世に対してカディス憲法への誓約を要求するが、フェルナンド7世はカディス憲法の無効を宣言し、自由主義者を弾圧した。

フェルナンド7世は、リエゴによるプロヌンシアメント<sup>30</sup>が成功した1820年からの3年間と晩年の遅々とした改革を除き、1833年に亡くなるまで絶対王政を貫いた。フェルナンド7世は、自由主義者が追求めた次世代の希望ではなく、また祖父の代のカルロス3世のような啓蒙専制君主でもなかった。徳の高い人物からは程遠く、自らのバイヨンヌへの移動がスペイン独立戦争のきっかけとなったにもかかわらず、国民がフランス軍と戦って命を落とす中、自分は比較的良好暮らしをし、フランス軍が勝利すると手放して喜んだと言われている。

フェルナンド7世がカディス憲法の廃止を宣言したとき、自由主義者には裏切りと映ったはずである。しかしホセ1世が即位したときと異なり、民衆は立ち上がらなかった。民衆にとって自分たちの国王が戻ってきたことが重要であって、自由主義という価値が、一部の将校らを除いては、重要ではなかったところに、19世紀の出来事とはいえ、スペイン特有の後進性が認められる。

### (3) 自ら亡命する王たち：イサベル2世、アマデオ1世、アルフォンソ13世

#### ①イサベル2世

フェルナンド7世は、亡くなる直前にもスペインに災いの種を残している。

1829年にフェルナンド7世は4度目の結婚をし、その翌年に娘イサベルが誕生した。女子の王位継承を禁ずるサラカ法の適用があったため、イサベルが誕生したとしても、王位継承者はフェルナンドの弟であるカルロスになるはずであった。

ところがイサベルが誕生すると、これを改め、イサベルを王位継承者としたのである。

伝統主義者は、フェルナンド7世期晩年に行われた自由主義的改革に反対してカルロスを支持していた。カルロス自身もカルロス5世を僭称し、イサベルとの対決姿勢を鮮明にした。夫フェルナンド7世に先立たれた王妃マリア・クリスティーナは、幼い娘であるイサベル2世を守るべく、自由主義的改革を約束することで自由主義者を抱き込んだ。この対立が第一次カルリスタ<sup>31</sup>戦争(1833-1839)である。

1839年にベルギー協定が結ばれてカルリスタ戦争が終結すると、幼いイサベル2世の摂政となったマリア・クリスティーナは、漸進的な改革を目指す穏健派と急進的な改革を目指す進歩派と呼ばれる二派の自由主義者に政治を委ねる。この流れは1843年にイサベル2世が親政を開始しても続き、多くの期間を穏健派が政権を担当したものの、エスパルテーロ將軍によるプロヌンシアメントが成功した際などに進歩派も政権を担当した。こうして、少しずつスペインに自由主義が浸透していったのである。

1866年になると、アメリカ南北戦争(1861-1865)の影響から金融危機が発生し、危機的状況の中、穏健派政権は無策であった。進歩派の他に、普通選挙などの改革を主張する民主派が登場し、ブルボン朝の打倒を目指すオステンデ協定が進歩派と民主派の間で結ばれた。

1868年にイサベル2世の退位を求めて、プリム將軍がプロヌンシアメントを実行した。それに呼応する形で革命評議会が結成され、セラノ將軍率いる反乱軍は、南部コルドバ県アルコレアにおいて政府軍に勝利し、マドリッドに進軍した。イサベル2世は、政府軍敗北の知らせを聞き、フランスへと亡命したのである。

#### ②アマデオ1世

革命に成功した反乱軍は、臨時政府を結成した。反乱軍の共通点は、イサベル2世の退位を求めるという点のみであったので、それぞれが描く方向性はバラバラであった。臨時政府は、憲法制

定議会招集のための選挙を行ない、その結果は、君主制支持派が多数を占めたので、立憲君主制を前提として1869年憲法が制定された。この憲法は同時代のその他の欧州諸国のものと比べても進歩的な憲法と評価されている。表現・信教の自由や男子普通選挙が謳われている憲法である。

議会において君主制の継続が確認されても、新国王を誰にするかという問題は残った。臨時政府は、ブルボン朝の打倒という点では一致していたので、イサベル2世の息子であるアルフォンソ（後のアルフォンソ12世）は早々に候補から除外され、議会の決定により、1870年にイタリア・サヴォイア家のアメデーオが新国王となることが決定された。

しかしアマデオ1世（1870-1873）として即位したアメデーオの前途は非常に厳しいものであった。アマデオ1世を強く推し、就任後、後ろ盾になるはずのプリム将軍は、アマデオ1世がスペインに到着する前に暗殺されていた。1869年憲法があまりに急進的すぎるとい理由から、保守派が蜂起を繰り返し、1872年にはフェルナンド7世の弟カルロスの孫を担ぎ出して、第三次カルリスタ戦争（-1876）が勃発した<sup>32</sup>。また植民地キューバでは、スペインからの独立を求めていわゆる十年戦争（1868-1878）が行われていた。

この状況において、アマデオ1世は1873年に自ら王位を辞した。国王がいなくなり、代わりに候補を探すのも困難な状況にあっては、君主制支持派であっても、現実的には選択肢がなく、第一共和政が成立したのである。

しかし第一共和政はわずか10か月で崩壊した。最終的にはマルティネス・カンボスによるプロシアンミエントが成功して、王政復古が唱えられるために共和政が終焉したものの、共和政は内部に様々な問題を抱えていた。共和政に反対する勢力が蜂起を繰り返すのは自然として、共和政を支持していた民衆も遅々として進まない改革およびいわゆる上からの改革に不満の声を上げていた<sup>33</sup>。またわずか10か月の間に国民の代表であり国家統合の象徴であるはずの大統領が5人も誕生しては、政治的に安定するはずもなかったのである。

### ③アルフォンソ12世とアルフォンソ13世

1874年に王政復古が宣言され、イサベル2世の息子がアルフォンソ12世（在位1874-1885）としてスペイン国王になった。アルフォンソ12世は聡明かつ文武両道な人物であったと評価されている。亡命中にヨーロッパの自由主義思想に触れており、イギリスの君主制をモデルとして「君臨すれども統治せず」を是とした<sup>34</sup>。

王政に伴って制定された1876年憲法は、自由主義という観点から見ると、1869年憲法と比べてやや保守化したと見ることができる。基本的人権などが謳われているものの、主権は国王が優位な国会との共同主権であった<sup>35</sup>。

こうした憲法が制定された背景には、第一共和政の惨状を受けて、治安の安定が最重要課題とされたからである。王政復古体制の立役者であるカノバスは、保守党を結成し、自由党を結成したサガスタと二大政党交代制と呼ばれる奇妙な制度を作り上げた。二大政党交代制とは、二党が政権の座を争うのではなく、二党以外を政権の座から締め出すために、交代で政権を担うというシステムである。このシステムを支えたのが、カシキスモと呼ばれる親分・子分関係であり、その力を最大限発揮した選挙操作である。

アルフォンソ12世の治世では安定がもたらされ、第三次カルリスタ戦争も十年戦争も収束した。しかしアルフォンソ12世は突如1885年に肺結核で亡くなった。王妃マリア・クリスティーナが後のアルフォンソ13世（在位1886-1931）を身ごもった中での死であった<sup>36</sup>。

マリア・クリスティーナが摂政を務める時代は、二大政党交代制が機能し、難局を乗り切ることに成功したが、アルフォンソ13世が親政を開始する1902年には先行き不透明な状況となっていた。1898年の米西戦争においてスペインは大敗し、名実共にスペインがもはや帝国ではないことが明らかとなっていた。文芸界を中心にスペインはどうあるべきか、どのようにスペインを再生すべきか、いわゆる再生主義が唱えられるようになるのである。政治に関して言えば、カシキスモと二大

政党交代制が諸悪の根源とされた。

アルフォンソ13世<sup>37</sup>が親政を開始した時には、カノバスもサガスタも既にこの世を去っており、保守党も自由党も世代交代をしていた。社会主義政党である社会労働党や労働組合が誕生し、カタルーニャでは地域主義政党であるリーガが結成される中で、もはや二大政党交代制は時代遅れの産物であったが、政界はすぐに再生主義が波及せず、安定が重視された。

アルフォンソ13世はスペイン各地を訪問し、国民の象徴になろうと活発に活動した。しかし、彼はデモクラシーの実現といった価値よりも安定を重視していた。1906年にアルフォンソ13世は、軍に関する犯罪は文民であっても軍法会議にかけられることを柱とした裁判権管轄法を支持した。このことは軍の政治介入を王が認めたと理解された。また、1909年にバルセロナでゼネストが発生した際、これを鎮圧するために躊躇なく戒厳令を發布して、軍を投入している。デモクラシーの実現が程遠いと感じたアナキストは、暗殺という手段を常套とし、20世紀に入ってからカナレハスとダトという2人の首相が暗殺されている。

第一次世界大戦(1914-1918)に非参戦としたスペインは、開戦当初こそ戦争特需により好景気を迎えたものの、大戦後半期は輸出過多による物資の欠乏と過度なインフレによりストライキが続発した。また1918年のロシア革命の成功は、社会主義者を大いに鼓舞し、労働運動が先鋭化した。

極めつけは、モロッコ戦争である。1921年にアンワールにおいて、スペイン軍はリフ族の部隊に大敗し、死者1万人以上を出した。当時のガルシア・プリエト首相は、敗北の主な原因を軍に求めたため、軍は反発した。

もはや議会では解決不可能と考えたアルフォンソ13世は、安定した強い政府を樹立するためには、武力行使も必要と判断し、軍によるクーデタを容認した。戦間期ヨーロッパにおいて、強い政府を望む声は普遍的に見られる現象であるが、スペインでは軍に求められたところに特徴がある<sup>38</sup>。こうして、国王の支援の下、プリモ・デ・リベラ独裁体制(1923-1930)が成立した。

プリモ・デ・リベラ期の前半は、緊急事態における政権の暫定性を強調して、議会・内閣を停止させた。またフランスと共同でモロッコ問題を収束させ、労働運動を弾圧して治安の回復を達成した。暫定性を強調したプリモ・デ・リベラであったが、治安の問題などで一定の成果をあげると、戒厳令を解除し、恒久的な体制を望むようになる。これには反発する勢力が増加し、最終的には1929年の世界恐慌への対応を見て、アルフォンソ13世自らプリモ・デ・リベラの辞任を促した。

アルフォンソ13世自身の認識では、自分がプリモ・デ・リベラの「悪政」に終止符を打った立役者であった。そこでアルフォンソ13世はプリモ・デ・リベラにかわる新たな軍事政権を樹立しようとしたが、プリモ・デ・リベラ独裁体制の確立に寄与したのが他ならぬ国王自身であったことは、誰の目にも明らかであった。

独裁制の打倒を掲げる多様な勢力は、1930年にサン・セバステリアン協定を結び、実質的に国民投票の役割を果たすことになる市町村議会選挙の実施を国王に求めた。国王はこれを容認し、1931年市町村議会選挙が行われた。選挙では、反独裁制派が圧勝し、その中でも共和政支持派が、マドリドなどの大都市圏で優勢となった。集計結果全体では、王政支持派が多数を占めていたものの、アルフォンソ13世はその結果を見ることなく、「余は国民に愛されていないことを思い知った<sup>39</sup>」として、亡命した。19世紀のアマデオ1世以来、またしても、国王がいなくなったことにより、共和政のみが現実的な選択肢となったのである。

#### ④小括

ここまでイサベル2世、アマデオ1世、そしてアルフォンソ13世の退位の経緯について概観した。王たちの行動を分析すると、彼らは致命的な段階に至る前に亡命することで、結果的に民衆による君主への憎悪を最小限に食い止めることができたと思われる。前節で見たように、君主制が廃止に追い込まれた国々では、君主と敵対する勢力との軋轢は最高潮に達していた。また、上記に関



連して、スペインでは一貫していかなる時も君主制が有力な統治形態として選択肢に入っているという特徴がある。19世紀においては、民衆の間で自由主義的な価値観が十分に浸透していなかったこと、農村部ではカシキスモが機能していたことがその要因として挙げられる。20世紀においてアルフォンソ13世は、憲法を遵守し、国民の象徴になろうと努めたが、政治の安定を重視して表舞台に立ち過ぎたことが最終的な亡命へとつながってしまったと考えられる。

スペインでは積極的な選択肢として共和政が採用されてこなかった。これも共和政が脆弱であった理由のひとつと考えられる。

#### (4) 第二共和政

第二共和政(1931-1936)は、スペイン史上初の本格的な議会制民主主義の時代であると言われている。しかし長くは続かず、フランコら右派軍人の蜂起をきっかけに内戦へと突入してしまった。何が原因として考えられるか、ここでは要点のみを簡潔に記したい。

危機を乗り越えるためには、権力の集中や絶対化が求められるが、そのような一元化された中央権力は、それ自体が新たな不安定化の要因になり得る。第二共和政はこうした宇野の指摘どおりになってしまったと考えられる。勢力が多極化することで不安定化を引き起こすという懸念から、各選挙区における第一党にプレミアが与えられる選挙制度を導入して、二大政党制へと近づける努力がなされたが、リンスはそれが左右ブロックの対立の激化を生み、内戦へと導いたと指摘する<sup>40</sup>。

またリンスは、民主制の安定には、中立権力の存在が重要であると指摘する。第二共和政は、実質的には半大統領制であり、首相の任命は大統領が行っていたため、アルカラ・サモラが大統領であった間は、一度も議会第一党の党首を首相に任命しなかった。民意の反映という意味では問題があるが、中道政党の党首を首相にすることで、左右イデオロギーのバランスを取り、第二共和政の安定を図ったのである。アルカラ＝サモラの次に大統領となったアサーニャは、選挙結果

を忠実に反映すべく、第一党の党首を首相に任命した。その結果、バランスが崩れ、左右の対立は激化し、スペインは内戦(1936-1939)へと突入していった<sup>41</sup>。このように第二共和政は、宇野の指摘を克服することが出来なかったのである。

#### (5) フランコ体制という王国

スペイン内戦において反乱軍を指揮したフランコは、内戦中から独裁体制の確立を目指した。フランコは、いわゆる枢軸国側から支援を受けて内戦を戦い、自らの独裁体制もファシズム体制をモデルに構築された。

第二次世界大戦(1939-1945)が勃発すると、すぐに中立を宣言したが、時として非交戦国宣言をし、枢軸国側への接近を図った。しかし第二次世界大戦において枢軸国側の劣勢が明らかになると、今度は反共の防波堤であるとして、連合国側へと接近した。こうした政策は、一時的に国連排斥決議を受けて国際的に孤立するものの、戦後の冷戦構造と合致し、1955年には、スペインが反共の防波堤であるという主張が西側諸国に受け入れられて、国連に復帰した。

フランコは、反共・反フリーメーソンを標榜した。そのうえで、第二共和政がスペインを分断する諸悪の根源であったとし、スペイン内戦がその諸悪の根源からスペインを救う戦いであったと主張した。ゆえに内戦後の処理において、共和国側の支持者に対して、苛烈な弾圧を加え、内戦の勝者による支配を正当化した。1947年には国家元首継承法が制定され、同法でフランコ体制のスペインを国王不在の王国と規定した。そしてフランコ自身の後継者は、自らが決めるとしたのである。

第二共和政を否定する姿勢から、スペインを王国と規定することは自然な流れではあるものの、この法律が制定された理由は他にもあった。1941年にアルフォンソ13世が亡くなると、その息子ドン・ファンが王位継承者となった。ドン・ファンは、枢軸国側が敗色濃厚になるのを見計らって、1945年にフランコに対して王政復古を要求するローザンヌ宣言を行なった<sup>42</sup>。このローザンヌ宣言に対するフランコの回答が、国家元首継承

法であったと言える。つまり、国家元首継承法が示していることは、ドン・ファンが王位継承者であっても、フランコ体制において自動的にスペイン国王になれるというわけではないということである。また、ローザンヌ宣言を受けて、フランコはドン・ファンを国王にしないと決めたと言われている<sup>43</sup>。ドン・ファンは、国家元首継承法の成立を受けて、さらにエストリル宣言を出し、国家元首継承法が無効であると宣言した。両者の対立は深まっていったのである<sup>44</sup>。

ドン・ファンは、結局のところ、フランコが状況をコントロールしていると悟ると、1948年にフランコと会談し、11歳になった息子、ファン・カルロスにフランコに預けた。フランコは、ファン・カルロスに様々な帝王学を授ける一方で、すぐには後継者に指名しなかった。むしろ、ファン・カルロスのライバルを次から次へと登場させた。ファン・カルロスがようやくフランコの後継者として指名されるのは1969年のことであった。

ところで、フランコの後継者となったファン・カルロスの立場は脆弱であった。フランコという権力の中樞が消滅した後に発生する不確実性の中で、親ファン・カルロスと呼べる有力者は少なく、最大の支持者であったカレロ・ブランコも首相在任中の1973年に暗殺されてしまった。また、ドン・ファンは、ファン・カルロスが自分を飛び越えて王になることを認めず、なかなか王位継承権を息子に譲らなかった。そのため、王位継承権者が名乗る称号であるアストゥリアス王子をファン・カルロスは名乗ることが出来ず、急遽スペイン王子という称号が用意されてのフランコの後継者指名であった。

このようにフランコ体制は、巧みに国際情勢を利用して生き残った。また後継者選定について、初期の段階で王国と規定したものの、慎重な姿勢を崩さず、レームダックが発生するのを防いだ。フランコ体制は、デモクラシーからは程遠かったが、スペイン現代史の中で長らく得られなかった平和と安定をもたらしたということができる。

### 3. 現代のスペイン君主制

#### (1) 民主化とファン・カルロス

1975年にフランコが亡くなると、ファン・カルロス1世（在位1975-2014）が即位した。結果的にファン・カルロス1世のもとで民主化が達成されるわけであるが、フランコの下で育てられたファン・カルロス1世がデモクラシーに精通していたとは考えられない。1970年代の国際情勢を考慮すると、フランコの後を継いで独裁者になることは事実上不可能であった。また、急進的な民主化が起り、共和政が樹立されてしまうことも避けなければならなかった。つまり、自ら民主化を主導することが最も理にかなったことであったと言える<sup>45</sup>。さらに、既に述べたように、ファン・カルロス1世自身の立場も盤石というわけではなかった。国内政治に関しては約半年間傍観した<sup>46</sup>。他方、国内視察と外遊は積極的に行なった。最初の公式訪問先にカタルーニャを選択し、祖父も行なわなかったカタルーニャ語でのスピーチをした。またアメリカ連邦議会において、英語でスピーチを行ない、全てのスペイン人のための王になると宣言した<sup>47</sup>。

政治改革では、1976年にスアレスを首相に指名し、スアレス首相はフェルナンデス・ミランダ国会議長と共に、実質的にフランコ体制の解体を意味する政治改革法を成立させた。また1977年の総選挙に先立って、共産党を含めた原則全政党の合法化を行なった。共産党の合法化は、フランコ体制共通の敵が合法化されることを意味し、特に軍にとってはセンシティブな問題であったが、スアレス首相自らテレビ演説を行ない、ファン・カルロス1世は三軍の総司令官という地位を生かして、軍の反発を抑えた。このようにファン・カルロス1世の名声が高まっていく中で、総選挙前にドン・ファンが王位継承権の放棄を宣言し、ファン・カルロス1世はブルボン家としても正統な王位を継承することになった。

総選挙後も引き続きスアレスが首相を務め、1978年には民主的な憲法が制定された。スペインの統治形態を議会君主制と定義し、国王はスペイン国民の象徴となった。したがって、国王の行

為は儀礼的なものであり、「君臨すれども統治せず」という形態が明文化されたと言えよう<sup>48</sup>。

1981年にスアレスが首相を辞任すると、直後に軍人の一部が下院を占拠するというクーデタ未遂事件が発生する。ファン・カルロス1世は三軍の総司令官という立場で冷静に対応し、事をおさめている<sup>49</sup>。

1982年の総選挙の結果、フランコ体制では非合法政党であった社会労働党が第一党となった。1986年にはEC加盟を果たし、1999年にはユーロ圏の初期メンバーとなった。フランコ体制という遺産には、依然未解決な問題が残されているものの、多くの人々にとってフランコ体制は過去のものとなっていった。

ファン・カルロス1世は、全てのスペイン人の王を自認し、名実ともに国民統合の象徴となった。民主化期においては、デモクラシーの価値を認め、政権を下支えする役割を担い、クーデタにも毅然とした態度で立ち向かい、国民からは高徳な人物と捉えられた。1996年に成立したアスナル政権以降、政治的な役割を果たす場面は減ってきているが、王室外交や1991年から始まったイベロアメリカ会議に国家主席として出席した。少なくとも20世紀の間は、ファン・カルロス1世の人気は絶大であり、ファン・カルロス1世はスペインに立憲君主制を定着させた立役者であった。

## (2) 総括と21世紀のスペインの君主制

本稿では、①君主制は優れた国家形態なのか、②崩壊した君主制と維持される君主制はどう異なるのか、という点について先行研究の議論を整理したうえで、スペインの事例と突き合わせることで得られる知見を提示しようと試みた。

スペインでは歴史的に複合王政が長く続いたため、地域によって法制度や統治形態が異なっていた。例えば、カスティーリャ王国では封建制が確立していたが、アラゴン連合王国では王権が身分制議会に制限されていた。一概にその伝統が現在まで続いているとは言えないが、連邦制論者や共和政論者が伝統的にカタルーニャに多いのは、歴史が無関係ではなかろう。となれば、近代以前に

どのような形態の統治がなされていたのかという点も、君主制が維持される条件として加味することができるようと思われる。

スペインでは民衆との関係が決定的な破綻になる前に君主が国内にとどまらず、亡命する傾向にある。こうなるとは、君主制そのものへの批判にならず、君主個人の問題として捉えられるようになる。実際スペインでは、共和政が樹立される際、君主が亡命して君主制を維持できなくなったため、しぶしぶ共和政が導入されたという面がある。少なくとも、君主制という選択肢が消滅するという状況は過去に訪れていない。ゆえにスペインでは君主制が維持されていると考えられる。

すでに述べたように、スペインでは2度共和政が樹立されたが、2度ともに短命に終わっている。短命に終わった主な要因は、宇野が指摘するように、多様な勢力が結集して共和政を樹立するため、共和政の中で政治が争奪戦になってしまったからである。事実、第一共和政ではわずか10か月で5人の大統領が誕生した。第二共和政では、アルカラ・サモラ大統領が中立権力の役割を果たしていた間は、比較的安定していた。しかし、アルカラ・サモラが罷免されると、選挙制度の効果もあって、左右の陣営がブロック化した。その結果、左右の対立は激しさを増し、選挙で勝利した陣営が総取りとなり、最終的に政治は見切りをつけられ、内戦へと突入した。スペインの事例だけを見ると、元君主制の国が共和政へと移行するのはかなり困難と思われる。もっと積極的な理由がないと、君主制から共和政への転換は難しいと言えよう。

君主の役割の中で、重要なのは、国民が知らないうちに政府を手助けしていることであるように思われる。アルフォンソ13世は、君臨すれども統治せずを是としていたが、国民からは権力の象徴のように映った。対してファン・カルロス1世は、困難な境遇の中で様々な政策を遂行してきたと思われるが、国民の象徴というポーズを崩さなかった。

スペインでは君主がデモクラシーの擁護者としての役割を果たす場面は、ファン・カルロス1世

までなかったように思われる。歴代君主の中で政治的に有能・無能はあるものの、総じて君主は安定を求めていたように思われる。これはスペイン社会の後進性ゆえに20世紀に至るまで君主がデモクラシーの擁護者でなくとも受け入れられてきたためなのか、フランスやイギリスとは貴族の扱いが異なるためなのか、引き続き検証が必要となろう。君主制自体の評価についても今後の課題としたい。

それでは最後に21世紀のスペインの君主制の展望を述べて、本稿の締めくくりとしたい。

2014年にファン・カルロス1世は退位し、その息子のフェリペ6世が即位した。民主化期にはその立役者という喝さいを浴びていたファン・カルロス1世であったが、21世紀に入ると、ファン・カルロス1世個人のみならず、スペイン王室全体がスキャンダルまみれになり、求心力が著しく低下した。2007年のイベロアメリカ会議において、ベネズエラ大統領であるチャベスに向かって「黙ったらどうかね?」という発言は、ジョークで済まされたものの、2012年のボツワナへの像狩り旅行は国民から大いに非難を浴びた。また一族では、2010年にエレナ王女が離婚し、2017年にはクリスティーナ王女の配偶者であるウルダンガリンが公金横領罪で起訴され、禁固6年3か月の実刑判決を受けた。高齢を理由とした退位であったが、様々なスキャンダルの幕引きという意味合いもあろう。

近年フェリペ6世は、君主制を維持するべく、懸命にスキャンダルだらけのファン・カルロス前国王の影響力を削ごうとしているように見受けられる。2019年5月、ファン・カルロス1世は今後公式行事には出席しないと表明し<sup>50</sup>、2020年3月にはフェリペ6世自身も前国王の遺産相続を放棄すると宣言し、前国王への宮廷費の支給を打ち切った<sup>51</sup>。そしてついに2020年8月にファン・カルロス1世はサウジアラビアに亡命した<sup>52</sup>。その背景には、ファン・カルロスとその愛人に向けて、2012年に1億ユーロの献金があったことを議会グループが調査を始めようとしていたことがあった<sup>53</sup>。

欧州の中流国となったスペインは、もはや安定を希求するような国ではなく、王室が積極的にデモクラシーと人権の擁護者になっていく必要がある。フェリペ6世の後継者候補が共に女性という状況も、後継者は男子優先という憲法の規定を変更させ得る状況であり、新時代の幕開けを予感させている<sup>54</sup>。

幸いにして、父王と決別したフェリペ6世の支持率は回復している。2020年12月に行われた「もし明日国民投票があるとしたら、君主制と共和政どちらを支持しますか?」という調査において、66.9%の人が君主制を支持するとした。2020年7月の調査では初めて君主制支持者が共和政支持者を下回っていたので(48.9% VS 49.3%)、父王の亡命は君主制支持において好影響をもたらしたと言えよう<sup>55</sup>。

フェリペ6世は、2021年現在即位からまだ7年であり、真価が問われるのはこれからであろう。2017年にカタルーニャで実施された独立の是非を問う住民投票について、「独立支持派による住民投票は民主主義に反しており、認めがたい不忠義である」<sup>56</sup>とカタルーニャ州政府を非難する演説を行なった。このことはカタルーニャ人の怒りを買ひ、拙速な行ないであったと思われるが、現在その評価を挽回している状況にあると言える。父王からの呪縛から放たれた国王の存在感に期待したい。

\* \* \*

松本正生教授退職記念号に寄稿させて頂ける榮譽に深く感謝申し上げる。

今から約20年前、筆者が埼玉大学経済学部の学生だったとき、松本教授の政治学の講義を受講し、それが大変興味深く感じられ、筆者は松本教授のゼミに所属することにした。以来、筆者は政治学を志すようになった。正確な表現は忘れたが、「小選挙区制は結果を明確にする。比例代表制は結果を正確に反映する。」というフレーズは、今も筆者の講義で使わせて頂いている。

とはいえ、筆者は松本教授が主に専門とする選挙研究や世論調査研究とは異なり、政治史を志し

た。元来筆者は、中学校や高校でも選挙管理委員を務めたほどの選挙好きであり、統計好きである。しかし松本教授のもとで学んでいるうちに、数字では見えない部分の方が気になるようになってしまった。松本教授は社会学にも造詣が深く、その影響が大きかったのかもしれない。

松本教授には、筆者が埼玉大学卒業後も様々な場面で面倒を見て頂いた。そもそも不勉強すぎる筆者は、大学院に受からなかった。研究計画書もまともにはけななかった。なんとか大学院生になれた後も、松本ゼミの夏の研究発表会にコメンテーターとして呼んで頂いたり、先生とお食事する機会を与えて頂いたりした。それらは大変貴重な時間であった。

学生時代は「松本正生が現役の間にぶっ倒す」なんて威勢の良いことを口走ったこともあったが、そんな夢が叶うはずもなく、先生の背中には遠いまでである。拙稿も松本教授のご退職をお祝いするにはあまりにも拙いものである。3年前に専任教員のポストを運良く得たこと、このような寄稿の機会を与えて頂いたことがせめてもの罪滅ぼしであろうか。

以前、先生は、「学生に影響を及ぼすことは罪深いことではないか」といった類のことを口にされていた。筆者のその答は今でも変わらない。「好き好んで影響を受けにゼミに所属し、今がある。そのことに感謝こそすれ、後悔などしていない。」と。

今後も先生がお元気にご活躍されることを心から祈念し、筆者は更なる研鑽を積むと誓いつつ、拙い謝辞を終えることにしたい。

1 本稿は、2020年度日本比較政治学会（第23回大会）分科会C「立憲君主制と民主主義：君主は民主主義を救えるか」において、筆者が「スペイン政治と国王」という題名で報告したものを加筆・修正したものである。

2 君塚直隆 2018a「現代世界の王室」水島治郎・君塚直隆（編）『現代世界の陛下たち：デモクラシーと王室・皇室』ミネルヴァ書房、4-5頁。

3 ハンチントン、サミュエル 1972『変革期社会の政

治秩序（上）』サイマル出版、183-184頁。

4 尾高朝雄 2019『国民主権と天皇制』講談社、87-88頁。

5 君塚直隆 2018b『立憲君主制の現在：日本人は「象徴天皇」を維持できるか』新潮社、6頁。

6 ここでは君塚の定義を援用する。すなわち、レーヴェンシュタインは立憲君主制と議会主義的君主制を区別したが、今日において、立憲君主制を採用する全ての国が議会議制民主主義を採用していると考えられるので、本報告においては2つの君主制を立憲君主制と呼ぶことにする。君塚 2018b 前掲書、8-9頁、レーヴェンシュタイン、カール 1957『君主制』みすず書房、27-48頁。

7 宇野重規 2018「デモクラシーと君主制」水島治郎・君塚直隆（編）『現代世界の陛下たち：デモクラシーと王室・皇室』ミネルヴァ書房、253-254頁。

8 Linz, Juan 1990 “The Perils of Presidentialism”, *Journal of Democracy*, Vol.1, No.1, pp.51-69.

9 下條芳明 2005『象徴君主制憲法の20世紀的展開』東信堂、14-15頁。

10 君塚 2018b 前掲書、33-36頁、バジヨット、ウォルター 2011『イギリス憲政論』中公クラシックス、47-66頁。

11 白谷望 2015『君主制と民主主義：モロッコ政治とイスラームの現代』風響社、3-5頁。

12 宇野 2018 前掲書、272-273頁。

13 宇野 2018 前掲書、255-256、264頁。

14 君塚 2018a 前掲書、11頁。

15 君塚 2018a 前掲書、20頁。

16 君塚 2018a 前掲書、12-13頁。

17 君塚 2018a 前掲書、13頁、松尾秀哉「ベルギー国王とデモクラシーの紆余曲折」水島治郎・君塚直隆（編）『現代世界の陛下たち：デモクラシーと王室・皇室』ミネルヴァ書房、158-159頁。

18 君塚 2018a 前掲書、13-14頁。

19 君塚 2018a 前掲書、14頁。

20 君塚 2018a 前掲書、15-18頁。

21 君塚 2018a 前掲書、25頁。

22 本節は特段の断りがない限り、立石博高・内村俊太（編）2016『スペインの歴史を知るために50章』明石書店を参考に記述した。

23 収獲人戦争（1640-1659）が勃発し、カタルーニャは共和国宣言をし、フランス王国の庇護を求めた。

24 立石博高 2008a「近現代のカタルーニャ」関哲行・立石博高・中塚次郎（編）『世界歴史大系スペイン史2：近現代・地域からの視座』山川出版社、285-287頁。

25 El Confidencial, 19 de junio de 2019, “Encuesta de vanitatis sobre la monarquía. España sigue siendo

- monárquica gracias a los andaluces y a pesar de catalanes y vascos” available at [https://www.vanitatselconfidencial.com/casas-reales/2019-06-19/encuesta-vanitatse-felipe-letizia-monarquia-republica-espana-cataluna\\_2075143/](https://www.vanitatselconfidencial.com/casas-reales/2019-06-19/encuesta-vanitatse-felipe-letizia-monarquia-republica-espana-cataluna_2075143/) (Last accessed: 2020/06/01)
- 26 立石・内村 2016 前掲書
- 27 王妃マリア・ルイサが中心に描かれ、カルロス4世は中心から離れた場所にいる。
- 28 奥野良知 2008 「18世紀のスペイン」 関哲行・立石博高・中塚次郎（編）『世界歴史大系スペイン史1：古代→近世』山川出版社、418頁、川成洋・坂東省次・桑原真夫 2013 『スペイン王権史』中央公論新社、138-139頁。
- 29 Tusell, Javier 1998 “Tercera parte: Edad contemporánea”, Tusell, Javier (dir.), *Historia de España*, Madrid: Taurus, pp.411-412.
- 30 19世紀から20世紀にかけての軍の行動様式で、クーデタ宣言をすることで政府への不信任を突きつけるものである。自らの求める政策を王権または政府に対して主張することに主眼が置かれ、その政策を軍が受け入れれば、軍事力を背景とした圧力に屈することになる政府が退陣する。
- 31 カルロス派の意味
- 32 立石博高 2008b 「自由主義国家建設の時代」 関哲行・立石博高・中塚次郎（編）『世界歴史大系スペイン史2：近現代・地域からの視座』山川出版社、43-45頁。
- 33 立石 2008b 前掲書、48-52頁。
- 34 川成・坂東・桑原 2013 前掲書、158-161頁。
- 35 ロドリゲス・アルタチョ、サルバドール 2010 「憲法」日本スペイン法研究会・サラゴサ大学法学部・Nichiza 日本法研究班（編）『現代スペイン法入門』嵯峨野書院、41頁。
- 36 川成・坂東・桑原 2013 前掲書、163-164頁。
- 37 アルフォンソ13世に関しては主に以下の文献を参照した。Tusell, Javier y Queipo de Llano, Genoveva G. 2014 *Alfonso XIII. El rey polémico*, Barcelona: Penguin Random House, Moreno-Luzón, Javier 2016 *Modernizing the Nation. Spain during the Reign of Alfonso XIII, 1902-1931*, Eastbourne: Sussex Academic Press.
- 38 立石・内村 2016 前掲書、230-231頁。
- 39 Alfonso XIII, 17 de abril de 1931, “Al país”, *ABC*
- 40 リンス、ファン 1982 『民主体制の崩壊—危機・崩壊・均衡回復—』岩波書店、60頁。
- 41 Linz, Juan J. 1994 “From Great Hopes to Civil War: The Breakdown of Democracy in Spain” Linz, Juan J. and Stepan, Alfred (eds.), *The Breakdown of Democratic Regimes: Europe*, Baltimore: The Johns Hopkins University Press, pp.171-174.
- 42 ドン・ファンとフランコの確執については、Fernández-Miranda, Juan y García Calero, Jesús 2018 *Don Juan contra Franco. Los archivos secretos de la última conspiración monárquica*, Barcelona: Plaza y Janés. を参考にした。
- 43 これ以外の理由として、ドン・ファンの周囲には、共産党が出入りしていたことが挙げられる。細田晴子 2018 「スペイン政治と王室—安定装置としての君主制—」水島治郎・君塚直隆（編）『現代世界の陛下たち：デモクラシーと王室・皇室』ミネルヴァ書房、77-78頁。ファン・カルロスはドン・ファンが唯一フランコを脅かす存在だったと述べている。ビラジョンガ、ホセ・ルイス 1994 『国王：スペイン国王ドン・ファン・カルロス1世との対談』オプトコミュニケーションズ、172頁。
- 44 Ruiz Franco, Rosario 2015 “La dictadura de Franco”, González-Calleja, Eduardo, Rodríguez López-Brea, Carlos María, Ruiz Franco, Rosario y Sánchez Pérez, Francisco (coord.), *La España de Siglo XX. Síntesis y Materiales para su Estudio*, Madrid: Alianza Editorial, pp.213-214.
- 45 Radcliff, Pamela B. 2018 “De la transición democrática a la consolidación y la crispación: de 1970 hasta hoy”, Álvarez Junco, José y Shubert, Adrian (eds.) *Nueva historia de la España contemporánea (1808-2018)*, Barcelona: Galaxia Gutenberg, p.225.
- 46 永田智成 2016 『フランコ体制からの民主化：スアレスの政治手法』木鐸社、64頁。
- 47 細田 2018 前掲書、82頁。
- 48 ロドリゲス・アルタチョ、サルバドール 2008 前掲書、58-59頁。
- 49 ビラジョンガ 1994 前掲書、184-238頁。
- 50 Alberola, Miquel, “El rey Juan Carlos se retira de la vida pública” *El País*, 28 de mayo de 2019, [https://elpais.com/politica/2019/05/27/actualidad/1558972481\\_001482.html](https://elpais.com/politica/2019/05/27/actualidad/1558972481_001482.html) (Last accessed: 2021/03/01)
- 51 Alcázar, Mariángel, “El Rey renuncia a la herencia de Juan Carlos I y le retira la asignación” *La Vanguardia*, 15 de marzo de 2020, <https://www.lavanguardia.com/politica/20200315/474164914213/re-y-felipe-iv-renuncia-herencia-juan-carlos-i-retira-asignacion-casa-real.html> (Last accessed 2021/03/01)
- 52 *rve*, 17 de agosto de 2020, “El rey Juan Carlos I se encuentra en Emiratos Árabes Unidos desde el

- pasado 3 de agosto” Available at <https://www.rtve.es/noticias/20200817/rej-juan-carlos-emiratos-arabes-unidos/2040372.shtml> (Last accessed: 2021/03/01)
- <sup>53</sup> *Europa Press*, 5 de marzo de 2020, “ERC, Junts, Compromís y Errejón piden que el Congreso investigue al Rey Juan Carlos I” <https://www.europapress.es/nacional/noticia-erc-junts-compromis-errejón-piden-congreso-investigue-rey-juan-carlos-20200305141619.html> (Last accessed: 2021/03/01)
- <sup>54</sup> 細田 2018 前掲書、90-92 頁。
- <sup>55</sup> Prieto, Alberto D. “Crece con fuerza el apoyo a la Monarquía pero la mayoría quiere que Juan Carlos deje de ser Emérito” *El Español*, 27 de diciembre de 2020 [https://www.lespanol.com/espana/politica/20201227/crece-fuerza-monarquia-mayoria-juan-carlos-emerito/546445793\\_0.html](https://www.lespanol.com/espana/politica/20201227/crece-fuerza-monarquia-mayoria-juan-carlos-emerito/546445793_0.html) (Last accessed: 2021/03/01)
- <sup>56</sup> BBC Mundo, 3 octubre 2017, “El rey Felipe VI de España acusa al gobierno de Cataluña de una *BBC Mundo*, 3 octubre 2017, “El rey Felipe VI de España acusa al gobierno de Cataluña de una deslealtad inadmisibles” y califica de contrario a la democracia el referéndum independentista” available at <https://www.bbc.com/mundo/noticias-internacional-41492921> (Last accessed: 2021/03/01)

## 参考文献

### 日本語文献

- 宇野重規 (2018) 「デモクラシーと君主制」水島治郎・君塚直隆 (編) 『現代世界の陛下たち：デモクラシーと王室・皇室』ミネルヴァ書房、247-276 頁。
- 奥野良知 (2008) 「18 世紀のスペイン」関哲行・立石博高・中塚次郎 (編) 『世界歴史大系スペイン史 1：古代→近世』山川出版社、379-427 頁。
- 尾高朝雄 (2019) 『国民主権と天皇制』講談社
- 川成洋・坂東省次・桑原真夫 (2013) 『スペイン王権史』中央公論新社
- 君塚直隆 (2018a) 「現代世界の王室」水島治郎・君塚直隆 (編) 『現代世界の陛下たち：デモクラシーと王室・皇室』ミネルヴァ書房、1-26 頁。
- 君塚直隆 (2018b) 『立憲君主制の現在：日本人は「象徴天皇」を維持できるか』新潮社
- 下條芳明 (2005) 『象徴君主制憲法の 20 世紀的展開』東信堂
- 白谷望 (2015) 『君主制と民主主義：モロッコ政治とイ

スラムの現代』風響社

- 立石博高 (2008a) 「近現代のカタルーニャ」関哲行・立石博高・中塚次郎 (編) 『世界歴史大系スペイン史 2：近現代・地域からの視座』山川出版社、282-339 頁。
- 立石博高 (2008b) 「自由主義国家建設の時代」関哲行・立石博高・中塚次郎 (編) 『世界歴史大系スペイン史 2：近現代・地域からの視座』山川出版社、3-54 頁。
- 立石博高・内村俊太 (編) (2016) 『スペインの歴史を知るために 50 章』明石書店
- 永田智成 (2016) 『フランコ体制からの民主化：スアレスの政治手法』木鐸社
- バジヨット、ウォルター (2011) 『イギリス憲政論』中公クラシックス
- ハンチントン、サミュエル (1972) 『変革期社会の政治秩序 (上)』サイマル出版
- ビラジョンガ、ホセ・ルイス (1994) 『国王：スペイン国王ドン・ファン・カルロス 1 世との対談』オプトコミュニケーションズ
- 細田晴子 (2018) 「スペイン政治と王室—安定装置としての君主制—」水島治郎・君塚直隆 (編) 『現代世界の陛下たち：デモクラシーと王室・皇室』ミネルヴァ書房、64-96 頁。
- 松尾秀哉 (2018) 「ベルギー国王とデモクラシーの紆余曲折」水島治郎・君塚直隆 (編) 『現代世界の陛下たち：デモクラシーと王室・皇室』ミネルヴァ書房、142-174 頁。
- リンス、ファン (1982) 『民主体制の崩壊—危機・崩壊・均衡回復—』岩波書店
- レーヴェンシュタイン、カール (1957) 『君主制』みすず書房
- ロドリゲス・アルタチョ、サルバドール (2010) 「憲法」日本スペイン法研究会・サラゴサ大学法学部・Nichiza 日本法研究班 (編) 『現代スペイン法入門』嵯峨野書院、34-69 頁。

### 欧文文献

- Alberola, Miquel “El rey Juan Carlos se retira de la vida pública” *El País*. 28 de mayo de 2019, [https://elpais.com/politica/2019/05/27/actualidad/1558972481\\_001482.html](https://elpais.com/politica/2019/05/27/actualidad/1558972481_001482.html) (Last accessed: 2021/03/01)
- Alcázar, Mariángel “El Rey renuncia a la herencia de Juan Carlos I y le retira la asignación” *La Vanguardia*, 15 de marzo de 2020, <https://www.lavanguardia.com/politica/20200315/474164914213/rej-felipe-iv-renuncia-herencia-juan-carlos-i-retira-asignacion->

- casa-real.html (Last accessed 2021/03/01)
- Alfonso XIII “Al país”, *ABC*, 17 de abril de 1931.
- BBC Mundo*, 3 octubre 2017, “El rey Felipe VI de España acusa al gobierno de Cataluña de una deslealtad inadmisibile” y califica de contrario a la democracia el referéndum independentista” available at <https://www.bbc.com/mundo/noticias-internacional-41492921> (Last accessed: 2021/03/01)
- El Confidencial*, 19 de junio de 2019 “Encuesta de vanitatis sobre la Monarquía. España sigue siendo monárquica gracias a los andaluces y a pesar de catalanes y vascos” available at [https://www.vanitatis.elconfidencial.com/casas-reales/2019-06-19/encuesta-vanitatis-felipe-letizia-monarquia-republica-espana-cataluna\\_2075143/](https://www.vanitatis.elconfidencial.com/casas-reales/2019-06-19/encuesta-vanitatis-felipe-letizia-monarquia-republica-espana-cataluna_2075143/) (Last accessed: 2020/06/01)
- Fernández-Miranda, Juan y García Calero, Jesús (2018) *Don Juan contra Franco. Los archivos secretos de la última conspiración monárquica*, Barcelona: Plaza y Janés
- Linz, Juan (1990) “The Perils of Presidentialism”, *Journal of Democracy*, Vol.1, No.1, pp.51-69.
- Linz, Juan J. (1994) “From Great Hopes to Civil War: The Breakdown of Democracy in Spain” Linz, Juan J. and Stepan, Alfred (eds.), *The Breakdown of Democratic Regimes: Europe*, Baltimore: The Johns Hopkins University Press, pp.142-215.
- Moreno-Luzón, Javier (2016) *Modernizing the Nation. Spain during the Reign of Alfonso XIII, 1902-1931*, Eastbourne: Sussex Academic Press
- Prieto, Alberto D. “Crece con fuerza el apoyo a la Monarquía pero la mayoría quiere que Juan Carlos deje de ser Emérito” *El Español*, 27 de diciembre de 2020 [https://www.lespanol.com/espana/politica/20201227/crece-fuerza-monarquia-mayoria-juan-carlos-emerito/546445793\\_0.html](https://www.lespanol.com/espana/politica/20201227/crece-fuerza-monarquia-mayoria-juan-carlos-emerito/546445793_0.html) (Last accessed: 2021/03/01)
- Radcliff, Pamela B. 2018 “De la transición democrática a la consolidación y la crispación: de 1970 hasta hoy”, Álvarez Junco, José y Shubert, Adrian (eds.), *Nueva historia de la España contemporánea (1808-2018)*, Barcelona: Galaxia Gutenberg, pp.210-240.
- Ruiz Franco, Rosario (2015) “La dictadura de Franco”, González-Calleja, Eduardo, Rodríguez López-Brea, Carlos María, Ruiz Franco, Rosario y Sánchez Pérez, Francisco (coord.), *La España de Siglo XX. Síntesis y Materiales para su Estudio*, Madrid: Alianza Editorial, pp.199-259.
- Tusell, Javier (1998) “Tercera parte: Edad contemporánea”, Tusell, Javier (dir.), *Historia de España*, Madrid: Taurus, pp.411-684.
- Tusell, Javier y Queipo de Llano, Genoveva G. (2014) *Alfonso XIII. El rey polémico*, Barcelona: Penguin Random House,



《Summary》

The Meaning of the Existence of Kings in Spanish Politics

NAGATA Tomonari

The monarchy is known as the oldest system of governance, and this system still exists in the 21<sup>st</sup> century. If you make an intuitive judgement, you may perhaps think that the monarchy is in contradiction to democracy.

This article gives an overview of the Spanish case and clarifies why the monarchy still exists. Specifically, after organizing the discussions of previous studies on (1) whether or not the monarchy is an excellent form of state, and (2) how the collapsed monarchy differs from the maintained monarchy, I will present the findings obtained by making comparisons with the case of Spain, through which I hope to contribute to the theory of comparative politics.

As a result of the examination in this paper, the following findings were obtained. As far as the case of Spain is concerned, the transition from a monarchy to a republic is quite difficult, and it is thought that the success or failure of the republic depends on what form of governance was adopted in the pre-modern period. It was also found that it is important to leave the country, such as when the monarch goes into exile, before the confrontation with the people becomes decisive, so that the monarchy itself cannot be questioned.